

# 市川町商工会ニュース

令和7年12月5日発行

## 休館日のお知らせ

**休業期間：令和7年12月27日(土)～令和8年1月4日(日)**

上記の期間を休業とさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。

## 健康保険証のマイナ保険証への移行について

令和7年12月2日以降、健康保険証（プラスチックカード、水色）は原則使用できなくなっています。マイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない加入者が医療機関等を受診する際には「資格確認書（健康保険証と同じプラスチックカード、黄色）」が必要です。

令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方には、7月以降資格確認書がご自宅に送付されています。  
また、対象者がいらっしゃる事業所には、対象者一覧表が事前に送付されています。  
使用できなくなった健康保険証については、ご自身で破棄していただいてかまいません。

「被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」に「資格確認書発行要否」欄を新たに設けられており、新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書を必要とする場合は、届書の「□発行が必要」にチェックを入れてください。届出内容に基づき、協会けんぽから資格確認書が発行されます。

## ～中小・小規模事業者向け経営個別相談会のご案内～

市川町商工会では会員事業者を対象に、エネルギー価格・物価の高騰、賃上げ・最低賃金引き上げ、インボイス制度への対応といった事業環境変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者からの経営相談や各種申請サポート対応等を行うため、専門家（中小企業診断士、社会保険労務士 等）による個別相談会を実施しています。相談は無料です。ぜひこの機会にご相談ください。

開催日：毎月4日程度

※開催日についてはお問い合わせください。

対応時間：10時～12時、13時～15時 ※1回につき2時間まで

お申込：事前予約制

専門家：荒木慎吾氏（中小企業診断士）、藤尾政明氏（中小企業診断士）

小野暁子氏（社会保険労務士）

※相談内容によっては、他の専門家での対応も可能です。

※「Zoom」を使用したリモート相談にも対応しています。

## 年次有給休暇を上手に活用し、働き方・休み方を見直しましょう

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定※を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとって予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

- ① 日数：付与日数から5日を除いた残りの日数を対象にできます
- ② 活用：企業、事業場の実態に合わせたさまざまな方法があります  
(一斉付与方式、交代制付与方式、個人別付与方式)

また、年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定※を結べば、年5日の範囲内で時間単位所取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

※就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

上記の個別相談会でご相談いただくことも可能です。その際は商工会までお問い合わせください。

## 全国の舞台で熱弁！主張発表大会で優良賞を受賞

市川町商工会青年部の田隅部員が、去る11月26日（水）に開催された「商工会青年部全国大会・岩手大会」の主張発表大会に、近畿ブロック代表として出場されました。約3,000人の観衆が見守る中、田隅部員は日頃の活動を通じて培った思いを堂々と発表し、見事「優良賞」を受賞されました。本大会では、商工会青年部での活動が市川町の事業発展にどのように貢献しているか、また、その活動が自社の成長にどのようにつながっているかについて、熱意を込めて語られました。さらに、地域の未来を担う若手経営者として、町の魅力を全国に発信していくという強い決意も表明されました。発表後、会場からは大きな共感と励ましの拍手が送られました。



未来を担う市川高校生に向けた出前授業を実施し、地元企業の魅力を伝えました。また、こども園のフェスティバルのお手伝いや、町内防犯パトロールを実施するなど、安心して暮らせる地域づくりに参画することで、地域住民との連携を深めています。



地域経済の活性化と地域産品のPRのため、市川まつりやリパーまつりなど各種イベントに積極的に参加し、地域住民との交流を深めました。

今後も地域に根差した経済活動を支援し、持続可能な地域社会の実現に向けて貢献していきます。



部員一人ひとりの資質向上のため、専門的な知識や経営スキルを学ぶセミナーや主張発表大会等へ参加し、見聞を広めました。また、他市町の青年部との合同事業や親睦事業を実施することで広域的なネットワークを構築し、部員同士の連携を深めました。



### 大寒祭開催のおしらせ

例年大好評をいただいている大寒祭を今年度も開催します！

今年の注目は参加者が恐竜の着ぐるみを着て走る恐竜レースや豪華景品の当たる抽選会！  
その他にも多数の町内事業所を含めた出店があり心も体も温まるイベントを実施します！

日時：令和8年1月25日(日)

10:00～15:00

場所：市川町文化センター



詳細については青年部のホームページ上で順次更新していきます。ぜひご家族そろってご来場ください！

<各種お問合せ>

〒679-2315 神崎郡市川町西川辺 163-1

TEL : 0790-26-0099 FAX : 0790-26-0674



# 年収の壁の見直しで年末調整も変わります！

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として令和7年12月1日に施行され、令和7年分以降の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以降の源泉徴収事務に変更が生じます。



## POINT 1 基礎控除の見直し

次の通り、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>注3)</sup>	基礎控除額		改正前	
	改正後 <sup>注1</sup>			
	令和7・8年分	令和9年分		
132万円以下	(200万3,999円以下)	95万円 <sup>注2</sup>	48万円	
132万円超	336万円以下 (200万3,999円超) (475万1,999円以下)	88万円 <sup>注2</sup>		
336万円超	489万円以下 (475万1,999円超) (665万5,556円以下)	68万円 <sup>注2</sup>		
489万円超	655万円以下 (665万5,556円超) (850万円以下)	63万円 <sup>注2</sup>		
655万円超	2,350万円以下 (850万円超) (2,545万円以下)	58万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規程による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

## POINT 2 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保証額が65万円に引き上げられました。

### 【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超		その収入金額×40%-10万円
180万円超		その収入金額×30%+8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。



### 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務にご注意ください

基礎控除の見直し等により、令和8年分以後の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の記載事項の変更や、「源泉徴収税額表」の改正が行われていますのでご注意ください。

### POINT 3 特定親族特別控除の創設

居住者に大学生など特定親族がいる場合は、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青・白色専従者を除く）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人のことをいいます。

（注）収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。なお、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりませんが、扶養控除の対象となります。

#### 【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)		特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下 (123万円超150万円以下)	63万円
85万円超	90万円以下 (150万円超155万円以下)	61万円
90万円超	95万円以下 (155万円超160万円以下)	51万円
95万円超	100万円以下 (160万円超165万円以下)	41万円
100万円超	105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円
105万円超	110万円以下 (170万円超175万円以下)	21万円
110万円超	115万円以下 (175万円超180万円以下)	11万円
115万円超	120万円以下 (180万円超185万円以下)	6万円
120万円超	123万円以下 (185万円超188万円以下)	3万円

### POINT 4 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

#### 【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 (収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

国税庁ホームページには、年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、扶養控除等申告書等の各種申告書、従業員向けの説明用リーフレットや各種申告書の記載例など年末調整の際に役立つ情報が掲載されています。

また、YouTubeに動画による説明が掲載されていますのでご確認ください。



年末調整がよくわかるページ

